

## 国際機関邦人職員リレーエッセイ

### 第3回: 常設仲裁裁判所 Assistant Legal Counsel 小尾重樹さん

[はじめに]



上の写真のお城のような建物をご存知でしょうか。ハーグの町のガイドブックには必ず載っている平和宮(Peace Palace)という建物です。この平和宮は、1913年に現在私が勤務している常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)のために建設されました。現在では、常設仲裁裁判所だけでなく、国際連合の機関である国際司法裁判所(International Court of Justice)もこの建物を使用しています。また、平和宮にはその他に、世界最大級の国際法関連の蔵書を誇る平和宮図書館(Peace Palace Library)、国際法の教育研究機関であるハーグ国際法アカデミー(Hague Academy of International Law)といった機関も入っています。

平和宮の建築資金の大部分は米国人実業家アンドリュー・カーネギー(Andrew Carnegie)により寄付され、そのため、現在においてもカーネギー財団(Carnegie Foundation)が平和宮の所有及び管理者となっています。平和宮の建築に際しては、常設仲裁裁判所設立の基礎となった国際紛争平和的処理条約(Convention for the Pacific Settlement of International Disputes)の各加盟国からの贈答品が利用されており、日本からは西陣織の壁紙が送られました。この壁紙は平和宮のメインルームに使用され、その部屋は日本の間(Japanese Room)と呼ばれています。



[常設仲裁裁判所について]

常設仲裁裁判所 (Permanent Court of Arbitration)は1899年に締結され、1907年に修正が加えられた国際紛争平和的処理条約に基づいて設立された国際機関です。設立当初の目的は、国家間の紛争を戦争ではなく仲裁を中心とした平和的な手段で解決する

ことにあったのですが、現在では、国家間の紛争に限らず、国家機関、国際機関、私人といった様々な関係者を含む幅広い国際紛争を取り扱っています。

常設仲裁裁判所が主に取り扱う仲裁とは、当事者がその合意に基づいて選任する仲裁人に紛争を付託し、当該仲裁人が拘束力のある判断を下す手続です。国家機関である裁判所が判断を下す裁判とは異なり、仲裁は本来的に私的な紛争解決手続なのですが、これが円滑に進むように事務サービスを提供することが常設仲裁裁判所の職務の柱となります。たとえば、近年話題になった南シナ海仲裁(フィリピン対中国)はこれに該当します。また、当事者が仲裁人を選任する過程で問題が生じた際に、当事者の代わりに仲裁人を選任する仲裁人選任機関 (appointing authority)を選定したり、自ら仲裁人選任機関として仲裁人の選任を行ったりする業務も取り扱っています。これらの他にも、調停 (conciliation)、斡旋 (mediation)、事実認定 (fact-finding)といったサービスを提供することもあります。

現在、私が勤務しているのは、International Bureau と呼ばれる、常設仲裁裁判所の事務局 (Secretariat)となります。事務局は原則として各国の法曹資格者から構成され、非常に国際色豊かです。現在、私は、シンガポール、ロシア、ドイツ人の同僚と同部屋で働いており、主に投資家対国家間の投資仲裁の業務に従事しています。

[日本の皆さんへ]

私は2011年から日本で3年半弁護士事務所に勤務した後、2014年秋から1年間米国のロースクールに留学しました。その後、1年間ニューヨークの法律事務所、2ヶ月間サンパウロの法律事務所で勤務した後、2016年9月から常設仲裁裁判所で働いています。日本時代は特に国際関係の仕事が多かったというわけではなく、むしろ国内紛争案件に多く従事していたのですが、留学を機に国際紛争解決という分野を志すようになりました。

常設仲裁裁判所での仕事の醍醐味は、国家間、国家・投資家間の仲裁といった、日本ではなかなか体験できない案件に実際に触れることができる点にあります。また、各国から集まった優秀な同僚と仕事・プライベートを問わず一緒に過ごす時間というのも何事にも変えられない貴重な経験です。日本人が周囲にいない環境、英語での業務など、日本育ちの日本人にはそれなりに高いハードルがあることは事実ですが、努力次第で越えられないほどのものではありません。興味のある方はぜひ挑戦してください。